

各 位

会 社 名 株式会社システムソフト
代表者名 代表取締役社長 吉尾 春 樹
(J A S D A Q ・ コード 7 5 2 7)
問合せ先 取締役執行役員管理部長 緒方 友一
T E L 0 9 2 - 7 1 4 - 6 2 3 6

親会社等に関する事項について

a 親会社の商号等

(平成19年9月30日現在)

親会社等	属性	親会社等の議決権所有割合(%)	親会社等が発行する株券が上場されている証券取引所等
株式会社アパマンショップホールディングス	親会社	71.69 (-)	株式会社大阪証券取引所 ヘラクレス市場

(注) 親会社等の議決権所有割合欄の () 内は、間接被所有割合で内数であります。

b 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

1) 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付け、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的関係

当社は、アパマンショップホールディングスグループの不動産情報ネットワーク事業分野において不動産情報ポータル事業を担っており、グループ企業との連携を図りながら、不動産事業における情報交換やシステム開発面での人材交流を行い、不動産情報ポータルサイト「CatchUp」の運営を行っております。

また、アパマンショップが不動産の賃貸物件に関する情報を一元管理する「ATS (Apamanshop Total System)」などのグループ企業の基幹システムの開発にも参入しております。

2) 親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、リスク及びメリット、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的関係などの面から受ける経営・事業活動への影響等

当社は、不動産情報ポータルサイト「CatchUp」の構築・運営に関して、アパマンショップホールディングスグループの持つノウハウを活用して取り組んでおりますが、当該ポータルサイトは当社事業として推進しており、その事業判断は当社に委ねられております。加えて、ATSなど、ア

パマンショップホールディングスグループのシステム開発につきましても、参画は当社の独自判断で行っております。

また、既存事業の大きな基盤であるソリューションプロダクト及びソリューションサービス事業に関しては、事業活動を行う上で事前承認などの特段の制約はありません。

3) 親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資金的関係などの面から受ける経営・事業活動への影響等がある中における、親会社等からの一定の独立性の確保に関する考え方及びそのための施策

当社は、ソリューションプロダクト及びソリューションサービス事業を営んでおりますが、アパマンショップホールディングスグループより事業活動を阻害されるような要因は全く無いと認識しており、当社は独自の経営判断を行える状況にあると考えております。

なお、グループ内の一部企業との間にシステム開発受託等の取引がありますが、その場合の取引条件は他社と同様に決定しております。

4) 親会社等からの一定の独立性の確保の状況

当社の事業は、アパマンショップホールディングスグループ各社との事業の棲み分けがなされており、取締役の兼務状況や出向者の受入れ状況は当社独自の経営判断を妨げるものではなく、一定の独自性が確保されているものと判断しております。また、今後はこの独自性の確保を更に強化する方針であります。

(役員兼務状況)

(平成19年9月30日現在)

役職	氏名	親会社等又はそのグループ企業での役職	就任理由
取締役	大村 浩次	親会社 株式会社アパマンショップホールディングス代表取締役社長	経営体制強化のため
取締役	石川 雅浩	親会社 株式会社アパマンショップホールディングス常務取締役	経営体制強化のため
監査役	西島 修	親会社 株式会社アパマンショップホールディングス常務取締役	経営体制強化のため
監査役	川森 敬史	親会社 株式会社アパマンショップホールディングス常務取締役	経営体制強化のため

(注) 当社の取締役5名、監査役4名のうち、親会社等との兼務役員は当該4名であります。

(出向者の受入れ状況)

(平成 19 年 9 月 30 日現在)

部署名	人数	出向元の親会社等又はそのグループ企業名	出向者受入れ理由
不動産システム事業部	1名	親会社 株式会社アパマンシ ョップホールディングス	不動産システム開発の強化のため当社から依頼

(注) 平成 19 年 9 月末現在の当社の従業員数は 101 名 (出向受入れを除く) であります。

○ 親会社等との取引に関する事項

親会社等との重要な取引に関する事項につきましては、平成 19 年 9 月期決算短信の「関連当事者との取引」をご参照ください。

以 上